

静岡県告示第300号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県庁内一時預かり保育施設の利用料徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月18日

静岡県知事 川勝平太

1 徴収受託者

受託者名称	所在地
保育支援グループ すわん 代表 萩原 邦子	静岡市葵区大岩町2-20

2 委託事務の内容

静岡県庁内一時預かり保育施設における利用料の徴収事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日